

# 物価高騰対策

給付金をかたつた詐欺に  
ご注意ください！



## 住民税非課税世帯向け3万円給付

問合先 藤井寺市給付金対策室コールセンター  
☎936・3070(月～金曜日の9時～17時30分※祝日除く)



◀詳しくは市ホームページをご確認ください

### 制度・対象

#### 住民税非課税世帯への給付 (住民票上の1世帯あたり3万円)

**対象** ※下記の①～③すべてに当てはまること

- ①令和6年12月13日時点で藤井寺市に住民登録がある世帯
- ②住民票上の世帯全員が令和6年度住民税非課税者のみで構成されている世帯
- ③住民票上の世帯全員が令和6年度住民税課税者から税法上の扶養親族等になっていない世帯

#### 子育て世帯への給付 (こども1人あたり2万円の加算)

**対象** ※下記の①・②に当てはまること

- ①住民税非課税世帯への給付(住民票上の1世帯あたり3万円)の対象世帯
- ②令和6年12月13日時点で住民票上の世帯員であるこども(平成18年4月2日以降生まれ)

※令和6年12月13日以降に生まれたこどもがいる場合はお問い合わせください。

※ただし児童養護施設や乳児院、障がい児入所施設などに入所しているこどもは除く

### 給付までの流れ

#### 《A》(はがき)支給のお知らせが届いた方

**対象** 藤井寺市から下記の給付金を受給された方

- ・令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
- ・令和5年度低所得者の子育て世帯への給付金(5万円)
- ・令和6年度低所得者支援給付金(10万円)
- ・令和6年度調整給付金(金額は個人によって異なります)

**手続方法** 原則申請不要ですが、振込先の変更を希望する方、受給を辞退する方、支給要件を満たさない可能性がある方は、お問い合わせください。

**発送時期** 2月上旬予定 **支給時期** 2月下旬予定

#### 《B》(はがき)支給のお知らせが届いた方

**対象** 《A》以外でマイナンバーカードの公金受取口座に登録のある方

**手続方法** 原則申請不要ですが、振込先の変更を希望する方、受給を辞退する方、支給要件を満たさない可能性がある方は、お問い合わせください。

**発送時期** 2月中旬予定 **支給時期** 3月上旬予定

#### 《C》(封書)支給要件確認書が届いた方

**対象** 《A》《B》以外の方

**手続方法** 必ず封書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

**発送時期** 2月中旬～下旬予定

**支給時期** 確認書の受付から1ヵ月程度

対象と思われる方で、3月上旬までに、お知らせ・確認書が届かない方はお問い合わせください。

市の公式ホームページ、SNS もご覧ください。以下の QR から簡単にアクセスできます！



市公式HP



Facebook



YouTube



Instagram



LINE

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

藤井寺市は持続可能な開発目標(SDGs)  
の達成に向け取り組んでいます

「広報ふじいでら」は全戸配布しています。毎月1日までに届かない場合は、配送業者へご連絡ください。

配送業者：ぽすとメッセージー ☎0120・963・304 受付時間 月～金曜日 10:00～16:00(祝日除く)